



広報 おびひろ

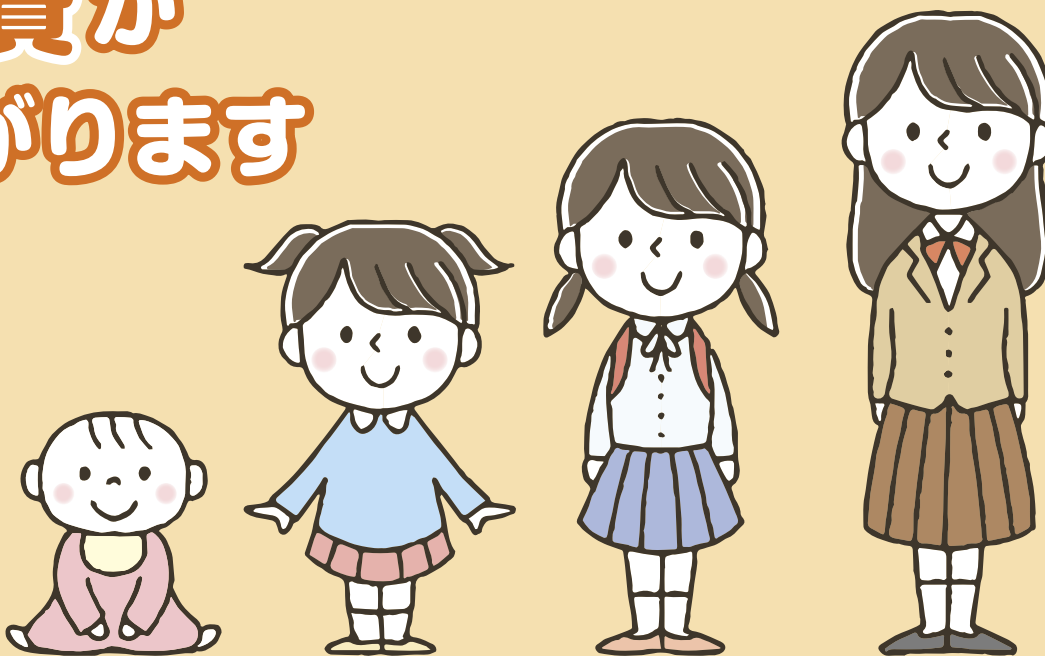
Public Information OBIHIRO

発行
帯広市
〒080・8670
帯広市西5条南7丁目1番地
電話 (0155) 24・4111
FAX (0155) 23・0151



子どもの医療費が 1割負担に下がります

4月1日以降の診療分から、乳幼児等医療費助成の対象世帯や助成内容を拡大します。



問い合わせ こども課 (市庁舎3階、☎65・4160)

市ホームページID.1015204



◆どのように変わる？

4月1日より、**保護者の所得に関係なく**、中学生以下の子どもの医療費負担が、**1割もしくは負担なし**となります。

現在 (～令和6年3月診療分まで)

	就学前		小学生		中学生	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
所得超過	2割負担					
課税			1割負担		3割負担	
非課税	負担なし					



令和6年4月診療分～

	就学前		小学生		中学生	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
所得超過	拡大 負担なし					
課税			1割負担		拡大 1割負担	
非課税	負担なし					

◆手続きは必要？

助成を受けるには、受給者証の交付が必要です。子どもの年齢などによって手続きの要否が異なります。

手続きが必要な人

- 子どもが**新中学2・3年生**の人
- 子どもが**新中学1年生以下**で、過去に乳幼児等医療費助成の**申請をしていない**人

⇒昨年12月より、申請の案内を子どもの登録する住所に順次発送しています。案内が届いていない人は、問い合わせください。

手続きが不要な人

- 子どもが**新中学1年生以下**で、現在**受給者証が交付**されている人
⇒お持ちの受給者証を引き続き使用できます。
- 子どもが**新中学1年生以下**で、過去に乳幼児等医療費助成を申請したが、**所得制限により受給者証が交付されていない**人
⇒3月中に、受給者証を子どもの登録する住所に発送します。
- 他の医療費助成など (ひとり親、生活保護、施設入所など) を受給している人